

## 平成 30 年度 都城市国民保護計画の変更について

### 都城市国民保護計画の変更の内容

#### ●変更理由

国が示す「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、市町村国民保護モデル計画及び「宮崎県国民保護計画」と整合させるための変更を行います。

#### ●主な変更点

》警報等の伝達、安否情報の収集及び提供等に係るシステム整備に関する変更

- ◆ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、安否情報システムの整備を受けて、その活用について明記しています。

》避難行動要支援者名簿の活用の重要性に関する変更

- ◆ 武力攻撃やテロ発生時における、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮に関し、避難行動要支援者名簿の活用の重要性を新規追加しています。

》合同対策協議会に関する変更

- ◆ 国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合に、当協議会へ参加し、情報の交換や相互協力を行うことについて新規追加しています。

》大規模集客施設等における避難に関する変更

- ◆ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じて円滑な避難の実施について新規追加しています。

》避難退域時検査及び簡易除染に関する変更

- ◆ 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染並びに飲食物の摂取制限について新規追加しています。

等